

## 第 30 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 7 年 12 月 24 日（水） 9 時 00 分～ 9 時 52 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（12 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学  
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢  
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員（5 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄  
○野崎 正信

### 4 欠席委員

○尾上 進 ○山平 俊治

### 5 議事日程

諮問第 11 号 脇本南部地区地域計画の変更に係る意見について  
諮問第 12 号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について  
(12 月 23 日付けで取下げ申請があり、提案取下げ)  
報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会の報告について  
議案第 46 号 非農地判断について  
議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	主 任	山元 正彦
	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第30回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1、議事録署名委員の指名**であります。議長において、7番 園田 勇一 委員、8番 馬見新 貢 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2、会期並びに議事日程の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第30回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3、諸報告**であります。今月の報告は、特にございませんでした。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4、諮問第11号 脇本南部地区地域計画の変更に係る意見について**を議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

それでは、諮問第11号 脇本南部地区地域計画の変更に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されてことに伴い、地域における農業の将来の在り方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画を策定したところであります。

この計画は、令和7年1月の農業委員会総会において、阿久根市地域計画の策定について意見を伺い、令和7年3月末に市内12地区で策定したところであります。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとなっており、今回、脇本南部地区において変更がありましたので、委員の皆様の御意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

説明させていただく内容につきましては、変更があった箇所について御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

赤字で記載しています箇所が、今回地域で話し合いを行い、変更・追加があった箇所になります。

今回の地域計画(案)、脇本南部地区につきまして、1の(1)の地域計画の区域の状況については、小学校校区を基準とし区域を設定しており、地区全体の農地面積は、田が34.1ha、畑が173.7haで計207.8haを地域計画のエリアに設定しております。また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で85経営体としております。

次に、3ページ、3の農業の将来の在り方を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、桐野地区におきましては、アンケート調査した結果をもとに、規模縮小農地リストを作成し、継続的な農地の集積を図るとしており、筒田地区の水田地帯では、農道やパイプライン等の基盤整備が必要なため、令和8年度から「地域支援対策事業」の活用に向けて定期的なワークショップ等の実施を進める。

また、筒田地区において、鳥獣の被害防止のため、令和9年度に国の鳥獣被害実践事業の実施に向けて準備を進めることとしております。

次に、地域内の農業を担う者については、6ページから9ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、担う者一覧の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第2位までに表記を変更しております。

また、3番の「〇〇 〇〇」さんと85番の「〇〇 〇〇」さんを新たに追加しております。

この2名は、新たに認定新規就農者になられたことから、新規で脇本南部地区に追加したものになります。

以前、3番に入っておりました「〇〇 〇〇」さんにつきましては、離農したため、担う者一覧から削除しております。また、認定農業者も辞退しております。

次に、目標地図ですが、令和5年度から令和6年度にかけて、農業委員会に御協力いただいた現段階での農業者の経営規模の意向に加え、策定時から現在までの農地の売買や貸借で農地の移動があったものにつきましても、地図に反映させております。

また、脇本南部地区に限らず他の地区も同様ですが、目指すべき農地の集約が進んでいないところですが、話し合いを継続しながら、耕作者も決めていきたいと考えております。

さらに区域外に在住の方にも、意向を聴取・協議の場への参加を周知しながら、地域計画の完成度を高めていく予定としております。

諮問第 11 号の説明につきましては以上です。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、諮問第 11 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第 5、諮問第 12 号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について**  
を議題といたしますが、令和 8 年 12 月 23 日付けで取下げ申請がありましたので、  
議案を取下げ、今回の審議はいたしません。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第 6、報告第 7 号 農地の転用事実に関する照会の報告について**を議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)  
報告第 7 号は、農地の転用事実に関する照会の報告についてであります。  
鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が 2 件ありま  
したので報告します。  
これは、登記地目が農地である土地に、農地以外の地目への地目変更登記申請が  
あった時に、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会が  
あるものであり、2 週間以内に回答するようになっています。  
それでは、整理番号 1 について報告しますので、総会資料は 4 ページ、地図は別  
添資料の 1 ページを御覧ください。

本件は、令和7年11月20日付け日記第204号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものになります。

所有者は、霧島市に居住しています「〇〇 〇〇」さんです。

対象地は、西目〇〇番の畑で面積は475㎡、現状は山林になります。

現地確認につきましては、令和7年11月27日に中野委員と事務局2名で行いました。

対象地は、雑木等が繁茂しており、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいため、非農地であることを確認し、農地以外の現況であったことと原状回復命令を行わないことを法務局に回答しております。

続きまして、整理番号2について御報告いたします。

地図につきましては、別添資料の2ページになります。

本件は、令和7年11月21日付け鹿児島日記第205号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものになります。

対象地は、山下〇〇番と山下〇〇番の2筆であり、地目は畑、面積は合計838㎡、変更後の地目は雑種地であります。

現地確認につきましては、令和7年11月27日、白肌推進委員と事務局2名で行いました。

対象地は、平成12年5月1日に農地法第5条申請がなされており、転用目的は資材置場となっております。

この申請は、農業委員会総会で許可相当と判断し県に進達され、平成12年7月26日に許可されております。

現況についても、資材置場として使用されており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨、法務局に回答しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、ただいま事務局から説明のありましたとおり回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7、議案第46号 非農地判断について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第46号、非農地判断について御説明します。

議案書は、5ページから10ページになります。

初めに、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は、7ページを御覧ください。

申請件数は5件であり、田が4筆の2,400㎡、畑が6筆の1,729.47㎡、合計で10筆の4,129.47㎡になります。

確認については、12月4日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、また、転用地になっている所も、転用後20年以上経過しており、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、9ページから10ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が1筆の120㎡、畑が8筆の4,820㎡、合計で9筆の4,940㎡、農用地区域外の田が20筆の16,382㎡、畑が33筆の27,873㎡、合計で53筆の44,255㎡であり、農用地区域内・外の合計が62筆の49,195㎡になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は、72筆の53,324.47㎡になります。

確認につきましては、令和7年12月1日、3日、9日に農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 47 号について御説明いたします。

議案書は、12 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 2 件であります。

初めに、整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料の 3 ページになります。

申請地は、折口〇〇番の畑であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものになります。

申請地につきましては、周りと比べて一段低くなっているため、土を入れて周りと同じ高さにする予定です。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画で、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号 2 について説明します。

地図につきましては、別添資料 4 ページになります。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑であります。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が県外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものになります。

取得後は、露地野菜を耕作する計画で、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5 番、白濱 和利 委員

委員 (白濱 和利)

議案第 47 号に係る調査は、12 月 9 日に、6 番委員及び私並びに事務局担当職員

で行いました。

整理番号1から2についての報告であります。申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第9、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第48号について説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。

初めに、整理番号1の案件から御説明いたします。

議案書は14ページ、地図は別添資料の5ページから6ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住宅専用地域になります。

譲受人は、本市塩鶴町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、借家に住んでいますが、申請地を購入し、一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の雨水排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は、別添資料の7ページから8ページを御覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、市内折口で会社を営んでいます「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、会社で使用する資材置場が不足してきたため、申請地を購入し、資材置場を整備するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、資材置場が整備されます。

申請地の雨水排水は、自然流下されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

6番 牛堀 佐喜子 委員

委員 (牛堀 佐喜子)

議案第48号に係る調査結果について報告します。

調査は、12月9日に、5番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1から2の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

質問します。

今回の申請地の手前の折口〇〇番地の畑は、駐車場か資材置場となっていると思いますが、転用はなされていますか。

事務局 (岩崎 展幸)

転用農地となっております。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

他に質問は、ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 10、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画 (案) についてを議題**といたします。

初めに、所有権移転に関する事項について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について説明させていただきます。

今回の計画 (案) は、所有権移転 2 件、利用権の設定 68 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

議案書の 16 ページをお開きください。

初めに、所有権移転について御説明いたします。

譲受人が桐野下区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人が同じく桐野下区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2筆、1,029 m<sup>2</sup>を、果樹栽培を目的として売買による所有権移転を行うものであります。

なお、当該案件は、鹿児島県地域振興公社が行う農地売買等事業を活用するものであります。

以上、所有権移転2件について説明させていただきました。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、利用権の設定に関する事項について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

議案書の17ページをお開きください。

次に、利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和8年2月28日貸付開始分の申請であり、農地68筆、面積84,653 m<sup>2</sup>の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、2年7ヶ月間が1筆の969 m<sup>2</sup>、3年6ヶ月間が3筆の5,299 m<sup>2</sup>、5年間で40筆の43,563 m<sup>2</sup>、10年間で24筆の34,822 m<sup>2</sup>となっております。

また、地目別では、田が24筆の31,974 m<sup>2</sup>、畑が44筆の52,679 m<sup>2</sup>となっております。

利用権を設定する 68 件の内訳につきましては、議案書の 18 ページから 22 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員 （〇〇 〇〇）

整理番号 1 番から 15 番にあります「株式会社 〇〇〇」は、初めて聞く会社になりますが、どのような会社になりますか。

中間管理機構事業推進員 （梶尾 末義）

鹿児島市内にあります、主に外国人労働者を派遣する会社になります。今回、外国人労働者を雇用派遣し、阿久根市内において、初めて農地を借り受け、農業事業に参入したい旨の相談を受けたものであります。主たる農業者となる外国人の方は、阿久根市や長島町での農業の経験もあり、既に阿久根市に居住されております。また、この会社の農業参入事業については、県内でも初めての取組みであり、事業が成功した際には、経営拡大も行っていきたいとのことであり、年明けには、会社経営者や関係機関を交えて協議を計画しております。

推進委員 （〇〇 〇〇）

初めての会社であり、経営状況が分からないところでは、判断もできないと思われます。事前にそのような説明が必要であると感じたところであり、

議長 （田嶋 輝男）

総会を一時中断し、協議会に移行します。

～ 協議会 ～

議長 （田嶋 輝男）

総会を再開します。

他に、質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 30 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時 52分

議事録署名日 令和 8 年 1 月 26 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 園 田 勇 一 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 馬 見 新 貢 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----